

1. 歯科保健医療対策について

厚生労働省では、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標した8020（ハチマル・ニイマル）運動を進めているが、その成果として8020達成者の増加や学童期のむし歯有病者率の減少など、国民の歯の健康状態が改善されてきているところである。各都道府県等におかれては、引き続き、本運動の一層の推進に努められたい。

（1）歯科保健対策の推進等について

生涯を通じた国民の歯の健康の保持の推進を図るとともに、都道府県における歯科保健対策を円滑に推進するための「8020運動推進特別事業」は平成25年度においても引き続き実施することとしている。なお、各都道府県におかれては、地域の実情を踏まえ、本事業を効果的かつ効率的に実施されるよう努められたい。

また、歯科疾患の予防を目的とした取り組みについては多様な方法があるが、自治体及び学校等の判断に基づいて集団でフッ化物洗口・塗布を実施する場合には、本人及び保護者等に適切な説明を行い、理解を得ること等について、十分に配慮されるよう周知徹底を図られたい。

（2）在宅歯科医療等の推進について

在宅歯科医療等の推進を図る観点から、

- ① 在宅歯科医療、口腔ケア等に専門性をもつ歯科医師及び歯科衛生士を養成するための「歯の健康力推進歯科医師等養成講習会」
- ② ①の講習会を受講した歯科医師を対象として、在宅歯科診療を実施する医療機関に対し在宅歯科医療機器設備を整備する「在宅歯科診療設備整備事業」
- ③ 在宅歯科医療希望者の相談窓口や在宅歯科医療に関する広報、在宅歯科医療機器の貸し出しなどを行う窓口を整備する「在宅歯科医療連携室整備事業」
- ④ 在宅で療養する者（在宅療養者）の歯科疾患予防の取組や在宅療養者を介護する家族等への歯科口腔保健の知識等の普及を推進するため、在宅歯科医療を実施する歯科診療所等に対して、口腔ケアに必要な機器等の整備を行う「在宅介護者への歯科口腔保健推進設備整備事業」

を引き続き実施することとしているので、都道府県においては、本事業を効果的に活用

されたい。

(3) 歯科医療の安全確保について

歯科医療の安全確保を効率的に推進するための「歯科医療安全管理体制推進特別事業」については、平成 25 年度においても引き続き実施することとしているので、各都道府県におかれては、本事業を活用し、歯科医療の安全確保の更なる向上に努められたい。

なお、平成 25 年度の「8020 運動推進特別事業」、「在宅歯科医療連携室整備事業」、「在宅歯科診療設備整備事業」、「歯科医療安全管理体制推進特別事業」は、前年度より予算規模が縮小されているので留意願いたい。

(4) へき地等歯科保健医療対策について

へき地等における歯科保健医療対策として推進している歯科巡回診療車の運営、離島の歯科診療班の運営に対する助成については、平成 25 年度においても引き続き実施することとしているので活用されたい。

(5) 食育推進に向けた取組について

平成 17 年 6 月の食育基本法の公布を受け、内閣府を始めとして関係機関において、食育に関する様々な取組が行われているところであるが、歯科保健の立場から食育を推進していく観点から、平成 21 年 7 月に「歯科保健と食育の在り方に関する検討会報告書」を取りまとめたところ。

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/07/dl/s0713-10a.pdf>

都道府県におかれては、本報告書を参考に、歯科口腔保健の推進の一環として、歯科保健活動における食育を一層推進していただくようご協力をお願いする。

(6) 歯科保健関係行事について

平成 25 年度の行事予定は以下のとおりであるので、都道府県におかれても歯科衛生思想の普及啓発や地域における歯科保健事業の積極的な実施をお願いする。

- (ア) 6 月 4 日～10 日を「歯と口の健康週間」（「歯の衛生週間」から名称変更予定）とする。
- (イ) 第 34 回全国歯科保健大会を 11 月 16 日（土）に大分県で開催予定。

なお、平成 25 年度より「親と子のよい歯のコンクール」(「母と子のよい歯のコンクール」から名称変更予定)とし、対象を原則「母親」に限っていたものを「親」に拡大し実施予定としているので、引き続きご協力をお願いしたい。

(7) 保健所等に勤務する歯科医師及び歯科衛生士について

平成 23 年 8 月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が成立したことをうけ、歯科口腔保健を今後一層推進していくためには、地方公共団体へ歯科医師及び歯科衛生士が配置されることが望ましい。今後とも適正配置にご尽力をお願いする。特に現在未配置の県にあってはご努力をお願いする。

2. 歯科医師の臨床研修について

(1) 歯科医師臨床研修を巡る状況

平成 18 年 4 月 1 日から歯科医師臨床研修が必修となり、診療に従事しようとする歯科医師は臨床研修を受けなければならないこととされ、平成 24 年度は 2,400 名程度の歯科医師が臨床研修を受けている。

なお、平成 24 年 4 月 1 日現在の歯科医師の臨床研修施設数は、単独型及び管理型臨床研修施設が 260 施設(大学病院 100 施設を含む)、協力型臨床研修施設が 1,971 施設である。

(2) 歯科医師臨床研修制度の見直し

歯科医師臨床研修制度は、臨床研修に関する省令の施行(平成 17 年)後 5 年以内に見直しを行うこととなっており、平成 21 年 12 月に取りまとめられ歯科医師臨床研修推進検討会第 2 次報告を踏まえて、平成 22 年 6 月に歯科医師臨床研修制度に係る省令や通知の見直しを行った。

<主な改正ポイント>

- ・新たな歯科医師臨床研修施設(連携型臨床研修施設)の活用
- ・歯科医師臨床研修施設間の連携の推進(いわゆるグループ化の導入)
- ・歯科医師臨床研修施設の指定要件の見直し(歯科衛生士、入院症例の要件等)

- ・申請様式の簡素化
- ・研修管理委員会の機能の充実

また、昨今の募集定員が少数である歯科医師臨床研修施設における研修歯科医の受入れ状況等を鑑み、当該臨床研修施設における歯科医師臨床研修の実施に支障を来さないようにするため、「歯科医師臨床研修予定者の受入れに関する当面の対応について」（平成 25 年 1 月 4 日付け医政局歯科保健課事務連絡）において、歯科医師臨床研修を受けようとする者の当該臨床研修施設における受入れに関する当面の対応を送付しているので、貴管下の都道府県立病院等に周知をお願いする。

現在は、平成 24 年 11 月 28 日に「歯科専門職の資質向上検討会」（第 1 回）を開催し、その下に「歯科医師ワーキンググループ」を設置し、歯科医師臨床研修制度および関連の諸制度についての検討を行っているところである。

（3）歯科医師臨床研修に係る予算

歯科医師臨床研修費については、臨床研修の指導體制を確保、また、研修歯科医が臨床研修に専念できる環境の整備に必要な経費として、引き続き予算の確保を図っているところであるが、平成 25 年度では、

- ①文部科学省における歯学教育においては、平成 23 年度からコア・カリキュラムが見直され、高齢化への対応として、高齢者の口腔ケア処置や要介護高齢者の治療時の注意点等に重点を置いた教育の充実が図られたこと。
- ②厚生労働省においては、歯科医師国家試験制度の改善を図るため平成 24 年 4 月に制度改善検討部会の報告がなされたことを踏まえて、高齢者への対応や歯科領域から推進する口腔と全身疾患との関係など時代の要請に応え得る歯科医師の確保ができるよう国家試験の出題基準の見直しが進められていること。

から、今後、チーム医療や全身疾患に対応する医科・歯科連携を更に推進させていくため、歯科医師臨床研修プログラムにおける指導医（医師）に係る経費を補助対象にできるよう見直すものである。各都道府県におかれては、歯科医師臨床研修制度の趣旨を踏まえ、円滑かつ着実な実施に向けて、格段のご協力を引き続きお願いする。

(4) 歯科医師臨床研修を修了した旨の歯科医籍への登録

歯科医師臨床研修を修了した歯科医師は、本人の申請に基づき歯科医師臨床研修を修了した旨を歯科医籍へ登録を行うこととなる。

臨床研修修了登録証交付申請書（書換、再交付申請書も含む）については、歯科医師免許申請とは異なり、保健所を通さずに管轄する地方厚生局を経由して厚生労働省医政局歯科保健課に送付することとなっている。

各都道府県においても歯科医籍への登録の申請を速やかに行うよう、歯科医師臨床研修施設を通じて、歯科医師臨床研修を修了した歯科医師に対して周知をはかっていただきたい（平成 19 年 2 月 23 日付け医政局歯科保健課長通知参照）。

(5) 歯科医師臨床研修における修了等の基準について

都道府県立病院等における修了認定等にあたっては、「歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 17 年 6 月 28 日付け医政局長通知：平成 19 年 2 月 23 日一部改正）を参考として行うようお願いする。なお、修了認定にあたって疑義の生じた際には管轄する地方厚生局に相談・照会されたい。

3. 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項について

平成 23 年 8 月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が成立し、総合的な施策の実施のため、国は具体的な方針、目標、計画その他基本的事項を定めることとされており、平成 24 年 7 月に当該基本的事項を示したところであるので、都道府県等においても、国が定める基本的事項を勘案し、地域の状況に応じた施策の総合的な実施のための基本的事項を定めるよう努められたい。

また、平成 25 年度においては、歯科口腔保健の推進に関する取り組みに対して支援を行う「口腔保健推進事業」を下記のように新規に実施することとしているので、都道府県等において、本事業の積極的な活用を図られたい。

- ① 歯科保健等業務に従事する者等に対する情報提供、研修の実施その他の支援を行う

- 口腔保健支援センターの運営に対する補助を行う「口腔保健センター設置推進事業」
- ② 歯科保健医療サービスの提供が困難な障害者等に対する歯科検診の実施や施設職員に対する指導及び普及啓発を行うために必要となる経費を補助する「歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業」
 - ③ 障害者等に対する歯科医療を実施している医療機関において、それぞれの状態に対応した知識や技術を有する歯科医師及び歯科衛生士を育成（技術習得）するために必要となる経費を補助する「障害者等歯科医療技術者養成事業」
 - ④ 医科・歯科連携の先駆的な取り組みに対する安全性や効果等の実証や普及を行うために必要となる経費を補助する「医科・歯科連携等調査実証事業」

4. 歯科技工士法等について

歯科技工の業務については歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）等により適正に運用されるように規律し、もって歯科保健医療の普及及び向上を図っているところであるが、平成 24 年 10 月 2 日に、歯科技工指示書の記載事項、歯科技工所の構造設備基準について、歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 145 号）を定め、平成 25 年 4 月 1 日より施行されるため、各都道府県においては、関係者に対する周知等その円滑な施行についてご配慮を願いたい。

また、平成 25 年 1 月 24 日には無届出の歯科技工所での歯科技工を防止する観点より歯科保健課長通知「歯科技工所の開設等届出の確認の徹底について」（医政歯発 0124 第 1 号）を発出したところであるため、各都道府県においては歯科技工所の届出の有無の確認を徹底していただくようご配慮を願いたい。